

仙台湾圏域大規模氾濫時の減災対策協議会 規約（変更案）

（名称）

- 第 1 条 この会議は、仙台湾圏域大規模氾濫時の減災対策協議会（以下「協議会」と称する。
- 2 仙台湾圏域とは、七北田川水系，高城川水系，砂押川水系を指すものとする。

（目的）

- 第 2 条 本協議会は昭和 6 1 年 8 月豪雨、平成 2 7 年 9 月関東・東北豪雨等により、大規模な浸水被害が発生したこと及び平成 2 8 年 8 月に北海道・東北地方を襲った一連の台風による被害を踏まえ、仙台湾圏域における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。
- 尚、本協議会は水防法第 1 5 条の 1 0 の規定により組織する協議会である。

（協議会の構成）

- 第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。また、別表 1 のアドバイザーの出席を求めることができる。
- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、協議会に諮り、第 1 項による者のほか、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

- 第 4 条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。
1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
 2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速なはん濫水の排水を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
 3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
 4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（幹事会）

- 第 5 条 協議会の下に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。また、別表 2 のアドバイザーの出席を求めることができる。

- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。
- 5 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（会議の公開）

- 第6条 協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

- 第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、宮城県仙台土木事務所が行う。

（雑則）

- 第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については協議会で定めるものとする。

（附則）

- 第10条 本規約は、平成29年5月24日から施行する。
- 本規約は、平成30年2月 1日改定
- 本規約は、令和 3年5月31日改定
- 本規約は、令和 5年5月 日改定

別表 1

(構成員) 仙台市危機管理局長
塩竈市長
多賀城市長
大崎市長
松島町長
七ヶ浜町長
利府町長
大郷町長
気象庁 仙台管区气象台 気象防災部長
宮城県 復興・危機管理部長
宮城県 土木部長
宮城県 仙台土木事務所長
宮城県 北部土木事務所長
宮城県 仙台地方ダム総合事務所長

(アドバイザー) 東北地方整備局河川部

(事務局) 宮城県 仙台土木事務所

別表 2

(構成員) 仙台市 危機管理局 防災・減災部減災推進課長
塩竈市 総務部危機管理課長
多賀城市 総務部 危機管理課長
大崎市 防災安全課長
松島町 総務課危機管理監
七ヶ浜町 防災対策室長
利府町 総務部危機対策課長
大郷町 総務課長
気象庁仙台管区气象台 気象防災部 予報課長
宮城県 復興・危機管理部 防災推進課 副参事兼総括課長補佐
宮城県 河川課 技術副参事(総合治水対策担当)
宮城県 仙台土木事務所河川部長
宮城県 北部土木事務所 副所長
宮城県 仙台地方ダム総合事務所 総括技術次長

(アドバイザー) 東北地方整備局河川部

(事務局) 宮城県 仙台土木事務所